

次に掲げる指定特定相談支援事業者より廃止の届出があったため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30及び藤沢市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則第4条の規定により告示する。

2026年（令和8年）8月10日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

事業者の名称	相談支援事業所リブラン
主たる事務所の所在地	藤沢市辻堂元町5-17-1
事業所の名称	社会福祉法人 創
事業所の所在地	藤沢市辻堂元町5-17-1
廃止の年月日	2026年（令和8年）9月1日
指定等に係る相談支援の種類	計画相談支援
事業の主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
事業所番号	1432201620